

審査品質管理小委員会報告書（平成 29 年度） 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

1. 特許

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・第 4 次産業革命関連技術などの新技術も含めてユーザー（出願人、第三者）にとって適切な権利設定がなされるような審査実施体制及び品質管理体制の充実に努めること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・サーチの質のさらなる維持及び向上のための審査官間のサーチノウハウの共有化を推進するとともに、外国文献等をより効率的に検索するためのサーチ環境整備を通じ、先行技術文献調査を充実させること。
- ・審査官間の判断の均質性等に関する課題を継続的に分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することにより国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接審査に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・意見交換やユーザー評価調査等を通じた、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズ把握を実施すること。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり、品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

2. 意匠

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示し、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・審査品質のさらなる維持・向上のための審査システムを整備すること。
- ・ユーザー評価調査における意匠審査官の専門知識レベルに関する課題を分析するとともに、質の向上に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの意匠権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・ハグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ること。
- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するため、意見交換やユーザー評価調査等を

通じ、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズを把握すること。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

3. 商標

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・審査官数の確保及びその育成の充実を図ること。
- ・新しいタイプの商標審査に関する審査体制の充実及び審査運用の徹底を図ること。
- ・国際的なビジネス環境の変化、とりわけアジア諸国とのビジネス環境が急激に変化する中で、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築すること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・審査品質の向上のためのシステムを整備すること。
- ・社会情勢の変化及びユーザーニーズを踏まえた商標審査基準（その他の審査資料も含む）の見直しを行うこと。
- ・判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保すること。
- ・商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認すること。
- ・パターン分析等で有効と思われる AI の活用について十分な精度検証を行った上での AI 技術を用いた審査効率化を導入すること。
- ・審査官研修における効果確認を実施すること。

(4) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。
- ・ユーザー評価調査結果改善のための具体的取組として、例えば、審判決との均質性、審査官間の均質性改善のための具体的な問題点を抽出し、具体的な改善策を検討・実行すること。

(5) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。